

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋 田 市 役 所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 規 則

- 秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第26号）  
..... 2
- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第27号）..... 3
- 秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則（第28号）..... 3

### 教 委 規 則

- 秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則の一部を改正する規則（第5号）..... 3

### 告 示

- 介護保険料納入通知書の公示送達について（第107号）..... 4
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第108号）..... 4
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第109号）..... 4
- 生活保護法による施術者の指定について（第110号）..... 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第111号）..... 4
- 地縁による団体の認可について（第112号）..... 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第113号）..... 5
- 納税通知書の公示送達について（第114号）..... 6
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第115号）..... 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第116号）..... 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第117号）..... 6
- 交付要求通知書の公示送達について（第118号）..... 6
- 平成20年の特定計量器の定期検査の実施について（第119号）  
..... 7
- 出納員への委任について（第120号）..... 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第121号）..... 7
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第122号）..... 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第123号）..... 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第124号）..... 8
- 胸部検診に係る使用料の徴収、収納業務の委任について（第125号）  
..... 8
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第126号）..... 8

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第8号）..... 9

### 選 管 告 示

- 平成20年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所

および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第16号）..... 9

### 農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第7号）..... 9

### 上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第36号）..... 9
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第37号）..... 9
- 下水道使用料督促状の公示送達について（第38号）..... 9
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第39号）..... 9
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第40号）..... 9
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第41号）  
.....10
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第42号）.....10
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第43号）.....10

### 公 告

- 自由参加型物品調達の実行について.....10
- 麻しん、風しんの定期予防接種について.....11
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出について.....11
- 入札参加希望者の公募について.....11
- 公売財産の最高価申込者等の決定について.....12
- 入札参加希望者の公募について.....12
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....13
- 公募型プロポーザルの実施について.....13
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について.....14
- 差押財産の公売について.....15
- 入札参加希望者の公募について.....15
- 入札参加希望者の公募について.....16
- 農用地利用集積計画の策定について.....17
- 入札参加希望者の公募について.....17
- 入札参加希望者の公募について.....18
- 入札参加希望者の公募について.....19

### 選 管 公 告

- 平成19年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について  
.....19

### 上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について.....21

- 入札参加希望者の公募について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 入札参加希望者の公募について……………25
- 入札参加希望者の公募について……………26
- 入札参加希望者の公募について……………27
- 入札参加希望者の公募について……………28
- 一般競争入札の執行について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………30

土地開発公社公告

- 秋田市土地開発公社理事会の招集について（第2号）……………31

規 則

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第26号

秋田市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1Aの項中「含む。」の次に「ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による被支援世帯（以下「被保護世帯等」という。）を加え、同表中

4,800円以下
4,801円以上9,600円以下
9,601円以上16,800円以下
16,801円以上24,000円以下
24,001円以上32,400円以下
32,401円以上42,000円以下
42,001円以上92,400円以下
92,401円以上120,000円以下
120,001円以上156,000円以下
156,001円以上198,000円以下
198,001円以上287,500円以下
287,501円以上397,000円以下
397,001円以上929,400円以下
929,401円以上1,500,000円以下
1,500,001円以上1,650,000円以下
1,650,001円以上2,260,000円以下
2,260,001円以上3,000,000円以下
3,000,001円以上3,960,000円以下
3,960,001円以上

2,400円以下
2,401円以上4,800円以下
4,801円以上8,400円以下

8,401円以上12,000円以下
12,001円以上16,200円以下
16,201円以上21,000円以下
21,001円以上46,200円以下
46,201円以上60,000円以下
60,001円以上78,000円以下
78,001円以上100,500円以下
100,501円以上190,000円以下
190,001円以上299,500円以下
299,501円以上831,900円以下
831,901円以上1,467,000円以下
1,467,001円以上1,632,000円以下
1,632,001円以上2,302,900円以下
2,302,901円以上3,117,000円以下
3,117,001円以上4,173,000円以下
4,173,001円以上

に

改め、同表の備考の2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表の備考の2の(2)中「および第2項ならびに第41条の2」を「から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項および第41条の19の3第1項」に改める。

別表第2Aの項中「被保護者」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者」を加え、同表の備考の5中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表の備考の6中「（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）」を「、租税特別措置法および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に改め、同表の備考の6の(2)中「および第2項ならびに第41条の2」を「から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項および第41条の19の3第1項」に改め、同表の備考の6の(3)中「（平成10年法律第23号）」を削る。

別表第30の項中「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）を「被保護世帯等」に改め、同表Cの項中「10,000円」を「5,000円」に改め、同表Dの項中「10,001円以上30,000円」を「5,001円以上15,000円」に改め、同表Eの項中「30,001円以上80,000円」を「15,001円以上40,000円」に改め、同表Fの項中「80,001円以上140,000円」を「40,001円以上70,000円」に改め、同表Gの項中「140,001円」を「70,001円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表Aの項および同表の備考の2の改正規定を除く。）および別表第3の改正規定（同表0の項の改正規定を除く。）は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）別表第1（同表Aの項および同表の備考の2の規定を除く。）および別表第3（同表0の項の規定を除く。）の規定

は、平成20年7月分の支払わせるべき又は徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの支払わせるべき又は徴収すべき費用については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則別表第1の備考の2および別表第2の備考の6の規定は、平成19年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成18年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第27号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成9年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「含む。」の次に「ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による被支援世帯」を加え、同表中

30,000円以下
30,001円以上80,000円以下
80,001円以上140,000円以下
140,001円以上280,000円以下
280,001円以上500,000円以下
500,001円以上800,000円以下
800,001円以上1,160,000円以下
1,160,001円以上1,650,000円以下
1,650,001円以上2,260,000円以下
2,260,001円以上3,000,000円以下
3,000,001円以上3,960,000円以下
3,960,001円以上5,030,000円以下
5,030,001円以上6,270,000円以下
6,270,001円以上

15,000円以下
15,001円以上40,000円以下
40,001円以上70,000円以下
70,001円以上183,000円以下
183,001円以上403,000円以下
403,001円以上703,000円以下
703,001円以上1,078,000円以下
1,078,001円以上1,632,000円以下
1,632,001円以上2,303,000円以下
2,303,001円以上3,117,000円以下
3,117,001円以上4,173,000円以下
4,173,001円以上5,334,000円以下
5,334,001円以上6,674,000円以下
6,674,001円以上

改め、同表の備考の2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11

年法律第8号）」を削り、同表の備考の2の(2)中「および第2項ならびに第41条の2」を「から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項および第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表Aの項および同表の備考の2の改正規定を除く。）は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表（同表Aの項および同表の備考の2の規定を除く。）の規定は、平成20年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

- 3 改正後の規則別表の備考の2の規定は、平成19年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成18年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第28号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則（平成9年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1号中「第1条の9第1項」を「第1条の14第1項」に改め、同表第23号中「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届」に改め、同号を同表第24号とし、同表第22号中「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」を「エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項変更届」に改め、同号を同表第23号とし、同表中第17号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次のように加える。

(17)	省令第25条の2	診療用粒子線照射装置設置届
------	----------	---------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月21日

秋田市教育委員会  
委員長 齊 藤 宣 子

**秋田市教委規則第5号**

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則（平成16年秋田市教委規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「12月1日から翌年の3月31日までの日」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成20年 5月31日から施行する。

**告 示**

**秋田市告示第107号**

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年 5月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度介護保険料納入通知書

**秋田市告示第108号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 5月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
高尾温泉デイサービス 赤とんぼ	秋田市雄和女米木字高麓沢 8 番地	平成20年 3月15日
居宅介護支援事業所ヶアセンター あらや	秋田市新屋沖田町 7 番 2 号	平成20年 4月1日
ショートステイ あらや	秋田市新屋沖田町 7 番 2 号	平成20年 4月1日
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山 260 番地 1	平成20年 4月14日
きらら居宅介護支援事業所	秋田市太平山谷字中山谷 317番地 1	平成20年 4月1日
厚生連あきた訪問看護ステーション	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	平成20年 3月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
アースサポート株式会社秋田住宅サービスセンター	秋田市広面字家ノ下 98 番地 3	平成19年 6月1日

**秋田市告示第109号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 5月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
なごや調剤薬局	秋田市泉南二丁目 9 番 27 号	平成20年 4月1日
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山 260 番地 1	平成20年 4月14日
ものお耳鼻科クリニック	秋田市檜山川口境 8 番 24 号	平成20年 4月8日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
株式会社祥ドリームソニック薬局	秋田市御所野地蔵田四丁目 10 番 1 号	平成20年 3月31日
雄和診療所	秋田市雄和新波字本屋敷 114 番地 3	平成20年 1月31日

**秋田市告示第110号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年 5月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
佐藤整骨院	秋田市保戸野千代田町 16 番 8 号	平成20年 3月1日

**秋田市告示第111号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

等放置規制区域 31台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成20年4月16日から平成20年4月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成20年5月21日から平成20年11月21日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

#### 秋田市告示第112号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年5月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 名称

上和田町内会

2 規約に定める目的

本会は、上和田住民が平等かつ自由な立場に立ち、次に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、融和と連帯を心がけた明るい地域づくりをめざすことを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

3 区域

本会の区域は、秋田市河辺和田字和田30番地30、37番地16、39番地4、39番地11、39番地12、46番地から50番地3まで、55番地から70番地1まで、120番地1から244番地9まで、250番地7、同市河辺和田字下夕川原の全域、同市河辺和田字岡村2番地から5番地7まで、349番地4から358番地1まで、371番地から371番地2まで、同市河辺和田字下石川42番地2から42番地10までの区域とする。

4 事務所

秋田市河辺和田字和田39番地4

5 代表者の氏名および住所

鈴木 清 隆

秋田市河辺和田字岡村356番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。

9 認可年月日

平成20年5月8日

#### 秋田市告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年5月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称

川原田町内会

2 認可年月日

平成16年8月23日

3 変更があった事項およびその内容

規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げる会員の共同生活の維持および福祉の増進ならびに地域の防災に努めるとともに、会員の親睦および町内会の発展を期することを目的とする。

(1) 本会が所有する財産の管理運営に関する事業

(2) 産業および経済の振興に関する事業

(3) 保健、衛生、環境の整備改善に関する事業

(4) 道路等公共施設への保全および改善に関する事業

(5) 教育、体育、文化の向上に関する事業

(6) 安全、保安に関する事業

(7) その他、会の目的を達成するために必要な事業

(8) 母体団体の運営の一環として団体払込制度を利用する。

(9) 割引額の一部又は全部を母体団体の活動目的に活用する。

(10) 災害予防および災害発生時の会員相互の応援協力に関する事

変更後 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、住民相互の親睦と良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

(1) 本会が所有する財産の管理運営に関する事業

(2) 保健、衛生、環境の整備改善に関する事業

(3) 教育、体育、文化の向上に関する事業

(4) 安全、保安に関する事業

(5) 簡易保険団体払込制度の利用に関する事業

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

区域

変更前 本会の区域は、秋田市河辺戸島のうち字向川原の一部ならびに秋田市河辺松測のうち字川原田、字行人塚、字捨り水、字街道北の一部、字街道北下段の一部、字小川原、字岩箱向および字川原田家ノ後の

一部の区域とする。

変更後 本会の区域は、秋田市河辺松測字川原田、同市河辺松測字行人塚、同市河辺松測字捨り水、同市河辺松測字小川原、同市河辺松測字岩箱向の全域、同市河辺松測字街道北38番地1から38番地5まで、同市河辺松測字街道北74番地1から74番地5まで、同市河辺松測字街道北下段24番地から27番地5まで、同市河辺松測字川原田家ノ後63番地1から63番地5まで、同市河辺松測字川原田家ノ後82番地1から88番地5まで、同市河辺戸島字向川原9番地1から9番地3までおよび同市河辺戸島字向川原19番地の区域とする。

- 4 変更年月日  
平成20年2月24日
- 5 変更の理由  
会則の変更による。

秋田市告示第114号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

指定する道路および道路の部分の区間

道路の種類	路線名	指定の区間（上りおよび下り）		延長 (メートル)	幅員 (メートル)
1級市道	秋田環状1号線	起点	秋田市中通六丁目109地先	410	16
		終点	秋田市中通四丁目305地先		

※指定の区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

秋田市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日  
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 阿 部 秀 昭  
秋田市下北手松崎字大巻26番地184  
変更後 佐 渡 房 勝  
秋田市下北手松崎字大沢田102番地12
- 4 変更年月日  
平成20年4月20日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
瑞穂町内会

達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年5月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第115号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同法同条第4項の規定により告示する。

平成20年5月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 2 認可年月日  
平成8年10月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

変更年月日	変更後	変更前
平成16年4月18日	安 藤 清 三 秋田市仁井田栄町15番5号	菊 地 功 秋田市仁井田栄町16番16号
平成18年4月9日	尾 張 勝 男 秋田市仁井田栄町15番19号	安 藤 清 三 秋田市仁井田栄町15番5号
平成20年4月13日	幡 江 潔 秋田市仁井田栄町12番32号	尾 張 勝 男 秋田市仁井田栄町15番19号

- 4 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第118号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明であり送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市御野場新町一丁目23番1号  
 富野 順一  
 2 送達する書類名  
 交付要求通知書 1通

**秋田市告示第119号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき平成20年の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成20年5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
太 平	7月4日	金	10時00分～ 11時00分	太平地域センター
下北手・ 広 面	7月4日	金	13時30分～ 15時30分	東部公民館
將軍野・ 土崎（東）	7月7日	月	10時00分～ 11時30分	將軍野地域センター
外 旭 川	7月7日	月	13時30分～ 15時30分	外旭川地域センター
添 川 ・ 仁 別	7月14日	月	10時00分～ 11時00分	添川公民館
寺 内	7月14日	月	13時30分～ 15時30分	寺内地域センター
卸売市場	7月18日	金	9時30分～ 11時30分	中央卸売市場
上 新 城	7月23日	水	10時00分～ 11時00分	上新城地域センター
下 新 城	7月23日	水	13時30分～ 14時30分	下新城地域センター
金 足	7月24日	木	10時00分～ 11時30分	金足地域センター
飯 島	7月24日	木	13時30分～ 15時30分	飯島地域センター
上北手・ 四ツ小屋 仁井田・ 大 住 御野場・ 御 所 野	7月25日	金	10時00分～ 15時30分	御野場地域センター
土崎（中 央・北）	7月28日	月	10時00分～ 15時30分	土崎公民館
土崎（南・ 西・相染）	7月29日	火	10時00分～ 15時30分	土崎公民館
新屋・浜 田・豊岩	7月31日	木	10時00分～ 15時30分	新屋支所
下 浜	8月1日	金	10時30分～ 11時30分	下浜地域センター
勝 平	8月1日	金	13時30分～ 15時30分	勝平地区コミュニ ティセンター
雄 和	8月4日	月	13時30分～ 15時30分	雄和公民館

河 辺	8月5日	火	13時30分～ 15時30分	河辺公民館
-----	------	---	-------------------	-------

- 計量器の所在の場所で行う検査の期間は、8月18日から10月10日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。
- 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

**秋田市告示第120号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任したので、同項の規定により告示する。

平成20年5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

会計管理者から出納員への委任

委任を受ける 出 納 員	委 任 事 務
佐賀 定	農林総務課における諸証明手数料、農業集落排水使用料、農業集落排水事業費分担金および農林水産施設の使用料の収納に関する事務

**秋田市告示第121号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年5月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市飯島緑丘町会
- 認可年月日  
平成6年8月18日
- 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 菊 地 亮 也  
秋田市飯島緑丘町16番26号  
変更後 鈴 木 啓 悦  
秋田市飯島松根西町10番27号
- 変更年月日  
平成20年4月20日
- 変更の理由  
役員改選による。

**秋田市告示第122号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年5月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成19年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第123号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成20年 5月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
372	秋田市寺内神屋敷79番3号	ファミリーマート 秋田寺内神屋敷店

秋田市告示第124号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 23台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成20年 5月1日から平成20年 5月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	保戸野高陽線	秋田市保戸野すわ町553番2地先 秋田市八橋本町三丁目176番地先	1,403.70	4.20 ～ 16.00
	新	保戸野高陽線	秋田市保戸野すわ町553番2番地先 秋田市八橋本町三丁目176番地先	1,403.70	4.20 ～ 16.00
市道	旧	高陽幸町4号線	秋田市高陽幸町501番地先 秋田市高陽幸町494番7地先	119.00	4.40 ～ 4.40
	新	高陽幸町4号線	秋田市高陽幸町310番4地先 秋田市高陽幸町310番6地先	119.00	4.40 ～ 6.50

- 2 区域決定および供用開始の期日  
平成20年 5月30日
- 3 縦覧期間

場内) 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成20年 6月5日から平成20年12月5日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る使用料の徴収、収納業務を次の者に委任したので同条第2項の規定により告示する。

平成20年 5月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託者の住所  
秋田市八橋南一丁目8番2号
- 2 氏名  
社団法人 秋田市シルバー人材センター  
理事長 小 貫 勇治郎

秋田市告示第126号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年 5月30日から  
平成20年 6月13日まで

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第8号

平成20年5月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年5月16日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 秋田市河辺農林漁業資料館管理運営規則の一部を改正する件
- 2 職員の人事について承認を求める件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成20年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成20年5月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 期間 平成20年6月3日から  
平成20年6月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第7号

平成20年5月16日午後2時雄和市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年5月9日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市飯島字天ノ袋6番地 保坂朝朗の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外22件

## 上 下 水 道 局 告 示

### 秋田市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年5月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

### 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
エアサプライ	佐藤 繁昭	秋田市雄和椿川字堤根18番地2

### 2 指定年月日

平成20年5月12日

### 秋田市上下水道局告示第37号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の1の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年5月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

### 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
エアサプライ	佐藤 繁昭	秋田市雄和椿川字堤根18番地2

### 2 指定年月日

平成20年5月12日

### 秋田市上下水道局告示第38号

次の下水道使用料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該下水道使用料督促状は、上下水道局普及促進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年5月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

### 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

### 2 送達する書類

下水道使用料督促状

### 秋田市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

### 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社アクティソリューション	藤原 秀悦	秋田市広面字蓮沼79番地3

### 2 指定年月日

平成20年5月13日

### 秋田市上下水道局告示第40号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の1の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市

上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。  
平成20年5月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社アクティ スソリューション	藤原 秀悦	秋田市広面字連沼79番地 3

2 指定年月日

平成20年5月13日

秋田市上下水道局告示第41号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成20年5月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成20年5月30日

2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

下新城中野字前谷地、下新城中野字島合、下新城中野字屋越、下新城中野字琵琶沼、下新城長岡字毛無谷地、茨島四丁目、手形字山崎、手形字西谷地、横森二丁目、横森三丁目、飯島字南場掛、広面字川崎、外旭川字待合、外旭川字小谷地、浜田字家後、浜田字石山、仁井田字西瀉敷、仁井田新田二丁目、仁井田本町五丁目、下北手松崎字走り崎、下北手松崎字前谷地、四ツ小屋小阿地字坂ノ上、將軍野青山町、土崎港南三丁目、土崎港北三丁目、榎山城南新町および河辺北野田高屋字黒沼下堤下の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置および名称

秋田市向浜二丁目3番1号

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター

6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局普及促進室

7 縦覧の期間

平成20年5月16日から5月29日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

1 オープンビッドに付する事項

(1) オープンビッドに付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 品 期 限
	ガス湯沸かし器 細山熱器H D S T - 207号	市立秋田総合病院	別途当院の指定するところによる。

(2) 上記物件に係る基本的な参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市上下水道局告示第42号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

平成20年5月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
潟 上 水 道	鈴木 渉太	潟上市天王字羽立541番地 4

2 指定期間

平成20年5月16日から平成23年5月15日まで

秋田市上下水道局告示第43号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年5月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
藤 住 設	佐藤 久一	秋田市仁井田新田一丁目5 番55号

2 指定年月日

平成20年5月23日

公 告

秋田市公告

次のとおり自由参加型物品調達(以下「オープンビッド」という。)を執行するので、参加希望者を公募する。

平成20年5月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

であること。

ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 見積書提出に関する事項

見積書提出の日時 平成20年5月12日(月) 午前10時

見積書は持参するものとし、郵送又は電送

によるものは受け付けない。

見積書提出の場所 秋田市川元松丘町4-30  
市立秋田総合病院 2階 講堂  
見積書の様式 市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス  
http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newho/default.htm

注意事項

- (1) 秋田市財務規則を遵守のうえ、参加すること。
- (2) 見積書提出の結果予定価格内での金額の提示がないときは、再度の見積書提出を1回に限り行う。
- (3) 契約者となるべき同価格の見積書提出者が2人以上あるときは、直ちにくじにより契約者を決定する。

3 仕様書および見積依頼物件見本の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年5月1日(木)から平成20年5月9日(金)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 閲覧場所 市立秋田総合病院1階 事務局総務課用度担当  
(3) 仕様書は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載

4 見積結果に関する事項

最低価格提示者を契約の相手方とし、契約締結後に市立秋田総合病院ホームページで公表する。

5 その他

- (1) 見積書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された見積書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書の提出を契約締結時に求める。
- (4) 契約書は、製造請負契約書となり印紙税が課税される。
- (5) 見積書提出に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院総務課用度担当  
電話018-823-4171 (内線2171)

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行う麻疹、風しんの定期予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
吉 田 司	吉田胃腸科内科クリニック 秋田市山王中園町10番30号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
ア 氏 名 株式会社藤田商店  
代表取締役 飯 島 正 壽  
イ 住 所 秋田県秋田市新屋豊町10番9号
  - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地  
ア 名 称 グランマート新屋豊町店  
イ 所在地 秋田県秋田市新屋豊町441
  - (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,778㎡
  - (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0㎡
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成20年3月24日
  - (6) 変更する理由 廃業
- 2 届出年月日 平成20年4月25日

秋田市公告

子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第28号への広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成20年5月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札名 プレスタ第28号広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 子どものための遊びと学びの情報誌「プレスタ」第28号
- (3) 予定価格(税抜)※最低落札価格 38,096円
- (4) 入札参加要件  
ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。  
イ 租税に滞納がないこと。  
ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。  
エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格A列4番の1/4とし、掲載紙面は、プレスタ第28号(A4版、6ページ、紙質:マットコート90kg)の最終ページの右下部とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 17,000部
- (4) 配布対象 市内全小学校(47校)に在籍する児童の全世帯および市内全中学校(26校)、図書館、公民館等
- (5) 広告掲載時期 平成20年度市立小、中学校夏期休業(平成20年7月24日~)直前から平成20年度冬期休業(平成20年12月26日~)直前まで
- (6) 広告の内容等  
ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。  
イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- (1) 日時 平成20年6月11日(水) 午前11時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

- (3) 落札者の決定  
落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって入札した者とする。
  - (4) 契約日 平成20年6月12日(木)（予定）
  - (5) 契約金額（広告料）の支払い  
広告料は、平成20年6月19日(木)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
  - (6) 注意事項  
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、平成20年5月28日(木)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 入札参加申込書（様式1（省略））  
イ 営業経歴書（様式2（省略））  
ウ 掲載を希望する原寸大の広告原稿  
エ 納税証明書 ※写し可  
（ア）消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）  
（イ）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民税）  
（ウ）秋田市に納めた固定資産税  
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可  
オ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）※写し可
  - (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (3) 申込書等の受付  
申込書等は次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成20年5月14日(木)から平成20年5月28日(木)

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限
	病理用流し台（特注品）	市立秋田総合病院解剖室	当院と協議のこと。

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件  
次のすべてを満たすこと。  
ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- までの平日午前9時から午後5時まで  
イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室  
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室もしくは秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項  
（1）入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。  
（2）提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。  
（3）指名通知および選定結果通知については、平成20年6月3日(火)に行う。
- 6 入札保証金および契約保証金 免除
- 7 その他  
（1）申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
（2）提出された申込書等は、返却しない。  
（3）申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当  
電話 018-826-9048

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定に基づき、公売財産の最高価申込者等を次のとおり決定したので公告する。

平成20年5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公売財産の内容  
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 最高価申込者氏名 有限会社エーテー
- 3 最高価申込価額 10,278,000円
- 4 最高価申込者決定年月日  
平成20年5月14日(木)
- 5 売却決定日時  
平成20年5月21日(木) 午前10時
- 6 売却決定湯所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市財政部納税課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成20年5月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。  
エ 自社で製造施工が可能であり、特注品への対応が可能であること。
- 2 入札に関する事項  
入札の日時 平成20年6月11日(木) 午前10時  
入札の場所 秋田市川元松丘町4-30

市立秋田総合病院 2階 講堂

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年6月16日(月)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月30日(金)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成20年5月16日(金)から平成20年5月30日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 市立秋田総合病院総務課用度担当  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。  
ホームページアドレス  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newwho/default.htm>

### 4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月5日(木)午前中に通知する。

### 5 仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月16日(金)から平成20年5月30日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院総務課用度担当
- (3) 仕様書等は、市立秋田総合病院ホームページにも掲載

### 6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け

負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書を契約締結時に提出すること。

- (4) 設置場所の下見を行う際は事前に下記の問い合わせ先まで連絡すること。
- (5) 入札に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院総務課用度担当  
電話 018-823-4171（内線2171）

### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成20年5月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所  
ア 大和リース株式会社  
代表取締役 森 田 俊 作  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
イ マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役 反 田 悦 生  
秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
  - (2) 大規模小売店舗の名称および所在地  
ア 名 称 マックスバリュ港北店  
イ 所在地 秋田県秋田市土崎港北七丁目161-2 外33筆
  - (3) 変更した事項  
ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名  
イ 変更前 大和リース株式会社  
代表取締役 梶 本 六 夫  
マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役 反 田 悦 生  
ロ 変更後 大和リース株式会社  
代表取締役 森 田 俊 作  
マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役 反 田 悦 生
  - (4) 変更年月日 平成20年4月1日
  - (5) 変更理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名変更のため
- 2 届出年月日 平成20年5月7日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
  - (2) 縦覧期間 平成20年5月19日～平成20年9月19日
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
  - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見を述べる理由

### 秋田市公告

指定道路図等作成業務委託について公募型プロポーザルを実施

するので、次のとおり公告する。

平成20年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

## 1 業務概要

### (1) 業務名

指定道路図等作成業務委託

### (2) 業務内容

本業務は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の2に基づく指定道路図、指定道路調書およびその他関係資料の作成をするものである。

なお、業務は、全2カ年をもって完成とし、指定道路図は平成20年度、指定道路調書は平成21年度に作成する。

### (3) 業務期間

契約締結日から平成21年3月27日までの単年度とする。

ただし、受託業者の業務内容にかしがなければ、業務委託締結後に平成21年度の業務委託について随意契約を行う旨の協議ができることとする。

### (4) 予定価格

本業務の平成20年度予定価格は46,984,350円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 本市に本社、支店又は事業所を有し、設計業務に入札参加資格審査申請書を申請し、受理されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 営業状況および営業規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。

(4) 過去2年間に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものも含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(8) 提案書を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。

(9) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はJISQ15001（プライバシーマーク）を認証取得していること。

## 3 手続等

### (1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部建築指導課

Tel 018-866-2153 Fax 018-865-6957

E-mail ro-urcs@city.akita.akita.jp

### (2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成20年5月20日(火)から

平成20年5月30日(金)まで

イ 交付方法 実施要領は秋田市都市整備部建築指導課ホー

ムページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/cs/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する。（ただし、直接交付は、土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）

### (3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成20年5月30日(金) 午後5時

イ 提出場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参のみとする。

エ 提出時間 土曜日および日曜日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

### (4) 企画提案書（別途提出要件を受けた者に限る。）の提出

ア 提出期限 平成20年6月23日(月) 午後5時

イ 提出場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までの必着のこととし、持参による提出の場合にあっては提出期限までの日（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までに限り受け付ける。

## 4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから指定道路図等作成業務委託に関する企画提案公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選択を行う。

(2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。

## 5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 公平性、透明性および客観性を期すため、提出された書類等を公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 参加予定書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、変更前の技術者と同等以上の技術者である旨、事前に本市の了解を得なければならない。

(8) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(9) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

## 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第

197号) 第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成20年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
中 島 堯 史	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
山 本 達 也	秋田赤十字病院 秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1
勝 田 麻里子	御所野ひかりクリニック 秋田市仁井田字横山260番地1

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを告示する。

平成20年5月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり
- (3) 見積価額 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間  
平成20年5月30日(金)午後1時から平成20年6月12日(木)午後5時まで
- (2) 入札  
平成20年6月18日(水)午後1時から平成20年6月20日(金)午後零時30分まで
- (3) 開札  
平成20年6月20日(金) 午後零時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)

- 4 公売方法  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時  
平成20年6月27日(金) 午前10時
- 6 売却決定場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 買受代金納付期限  
平成20年6月27日(金) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件  
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い  
落札価額の5%とする。
- 13 その他
  - (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
  - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (3) いかなる理由があっても、引き渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 委託番号・委託名	教委総務課 第47号 秋田市立秋田北中学校改築に伴う電波障害対策機器設置委託
(2) 履 行 場 所	秋田北中学校増改築に伴い、テレビ放送への遮へい障害又は反射障害が予想される次のエリア内 秋田市下新城中野字街道端西地内 潟上市天王字追分地内 潟上市天王字追分西地内 潟上市天王字長沼地内
(3) 契約履行期間	契約の日から平成20年8月4日まで
(4) 入札参加要件	次の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、本市の建設業者等等級格付名簿において、電気通信工事のA級に等級格付けされていること。 ②地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 ③本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成20年6月9日(月) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

開札は入札終了後直ちに行う。

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成20年6月12日(休)
- (5) 注 意 事 項
  - ア 秋田市財務規則（以下「規則」という。）および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年5月28日(休)までに、公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- (2) 申込書等の提出
  - 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け
  - 申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間
    - 平成20年5月21日(休)から平成20年5月28日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
  - イ 受付場所
    - 秋田市教育委員会総務課 施設担当
  - ウ 申請用紙
    - 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
環境委託第67号 秋田市向浜事業所構内 芝刈り業務委託	秋田市向浜一丁目13番1号	契約の日から平成20年11月28日	秋田市内に本社を有する業者で、秋田市の建設業者格付名簿において造園工事業登録されていること。

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
  - 入札の日時 平成20年6月9日(月) 午前10時
  - 入札の場所 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号  
秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
  - 入札保証金 免除
  - 契 約 日 平成20年6月13日(金)（予定）
  - 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
※入札書および委任状は秋田市ホームページから入手すること。(http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/mk/nyusatsu.htm)

- 手のこと。
- 4 入札の無効
  - 規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 5 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
  - (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年6月3日(火)に行う。
- 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成20年5月21日(休)から平成20年6月6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所
    - 秋田市教育委員会総務課施設担当
    - 住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
- 7 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
    - 秋田市教育委員会総務課施設担当
    - 電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 5月21日(水)から平成20年 5月30日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 5時まで(時間厳守)

イ 受付場所

秋田市環境部庁舎 2階  
秋田市環境部環境総務課庶務担当

ウ 申請用紙

秋田市環境部環境総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

(<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/mk/nyusatsu.htm>)

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 6月 3日(火)に F A X で通知する。

5 設計図書の閲覧および貸出に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成20年 5月21日(水)から平成20年 6月 6日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市環境部庁舎 2階  
秋田市環境部環境総務課庶務担当

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
八橋運動公園除草業務委託	秋田市八橋運動公園内	契約日から平成20年10月31日	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 過去 5年間に於いて、同規模の業務を受託していること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の 4の規定に該当しないこと。
  - イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 6月12日(木) 午前10時30分  
 入札の場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 4階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」  
 入札保証金 免除  
 契約日 平成20年 6月18日(水) 予定  
 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もつ

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市環境部環境総務課庶務担当  
電話 018-863-6633
- (4) 業務内容等に関する問い合わせ先  
秋田市環境部向浜事業所  
電話 018-865-1107

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第 1項の規定により、農用地利用集積計画(平成20年度第 2号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年 5月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成20年 5月23日から同年 6月11日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8時30分から午後 5時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年 5月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

た契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年 6月 5日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1(省略))
  - イ 業務受注状況調(様式 2(省略))  
提出期日現在までの業務受注状況
- (2) 申請書等の提出  
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受け付け  
申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 5月27日(水)から平成20年 6月 5日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前 9時から午後 4時まで

- イ 受付場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申請用紙  
秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市役所ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成20年6月10日(火)までにFAXで行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間  
平成20年5月27日(火)から平成20年6月5日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物品は下記のとおりである。

物品番号・物品名	納入場所	契約期限	仕様書および納入期限
・病院 第1号 市立秋田総合病院滅菌用ごみ袋（白色）	秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院診療棟三階倉庫	平成21年 3月31日	詳細は別紙仕様書による（仕様書No.1、No.2）一袋当たりの単価契約とする。契約発注後、2週間以内納入
・病院 第2号 市立秋田総合病院滅菌用ごみ袋（緑色）			

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件  
次のすべてを満たすこと。  
ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。  
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月13日(金) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川元松丘町4-30  
市立秋田総合病院 2階 講堂
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成20年6月16日(月)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。  
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

- る。
- (2) 閲覧場所  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
- 6 その他  
(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
(2) 提出された申請書等は、返却しない。  
(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当  
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。  
平成20年5月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年6月3日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成20年5月28日(火)から平成20年6月3日(火)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 市立秋田総合病院  
1階 事務局総務課施設担当  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。  
ホームページアドレス  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newwho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月9日(月)までに通知する。
- 5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 契約書は、印紙税が課税される。
- (4) 入札に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院事務局総務課施設担当  
電話 018-823-4171 (内線2111)

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成20年5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
	X線写真用袋(6chCT他)製造請負業務	市立秋田総合病院放射線科	別途当院と協議

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年6月26日(木) 午前11時

入札の場所 秋田市川元松丘町4-30  
市立秋田総合病院 2階 講堂

入札保証金 免除

契 約 日 平成20年6月30日(月)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年6月12日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成20年5月29日(木)から平成20年6月12日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 市立秋田総合病院総務課用度担当  
ウ 申込書・入札書・委任状等  
市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

ホームページアドレス

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ho/newwho/default.htm>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月19日(木)午前に通知する。

5 仕様書および入札物件見本の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間・閲覧時間 平成20年5月29日(木)から平成20年6月12日(木)まで  
土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 市立秋田総合病院総務課用度担当
- (3) 仕様書等 市立秋田総合病院ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託の報告書を契約締結時に提出すること。
- (4) 契約書(請書)は、製造請負契約書(請書)となり印紙税が課税される。
- (5) 入札に関する問い合わせ先  
市立秋田総合病院総務課用度担当  
電話 018-823-4171 (内線2171)

選 管 公 告

秋市選管公告

平成19年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により公告する。

平成20年5月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

## 平成19年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

①

閲覧の年月日	平成19年5月9日
申出者の氏名	NHK秋田放送局 放送部長 村 益 建 太
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王一丁目1-2
利用目的の概要	第21回参議院選挙に関する意識調査を行うに当たり、面接する調査相手の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第4、8、11、14、18、28、37、42、53、57、62、67、76、79、84、88、116投票区の選挙人

②

閲覧の年月日	平成19年5月15日
申出者の氏名	社団法人中央調査社 会長 若 林 清 造
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座六丁目16番12号
利用目的の概要	第16回統一地方選挙に関する意識調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第79投票区の選挙人

③

閲覧の年月日	平成19年5月29日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴 木 稲 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	学術研究「日本人の社会と政治に関する調査」の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第9投票区の選挙人

④

閲覧の年月日	平成19年6月7日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴 木 稲 博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	家計消費状況調査の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第51、60、62、63、87投票区の選挙人

⑤

閲覧の年月日	平成19年9月19日
申出者の氏名	共同通信社 代表取締役社長 石 川 聰
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋一丁目7-1
利用目的の概要	日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出のため
閲覧に係る選挙人の範囲	第9、23、27、28、40、78投票区の選挙人

⑥

閲覧の年月日	平成19年10月4日
申出者の氏名	株式会社テレビ朝日 代表取締役社長 君和田 正 夫
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区六本木六丁目9-1
利用目的の概要	A N N世論調査の対象者抽出のため
閲覧に係る選挙人の範囲	第48、58、71、89、94、110投票区の選挙人

⑦

閲覧の年月日	平成19年10月11日
申出者の氏名	朝日新聞秋田総局 坂 野 康 郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王二丁目1-46
利用目的の概要	政治選挙に関する世論調査の対象者抽出のため
閲覧に係る選挙人の範囲	第68、102投票区の選挙人

⑧

閲覧の年月日	平成19年11月1日
申出者の氏名	株式会社サーベイリサーチセンター 東北事務所長 岩崎雅宏
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	仙台市青葉区二日町11-11
利用目的の概要	弘前大学人文学部附属雇用政策研究センターが実施する「仕事・生活と精神的こころの健康に関する調査」に伴う対象者抽出のため
閲覧に係る選挙人の範囲	第1、2、8、13、18、25、31、34、40、42、46、48、53、62、71、74、83、85、95、96投票区～第121投票区の選挙人

⑨

閲覧の年月日	平成19年11月7日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木稲博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	家計消費状況調査の調査対象者抽出のため
閲覧に係る選挙人の範囲	第55、56、59、78投票区の選挙人

⑩

閲覧の年月日	平成20年1月24日
申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木稲博
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋本町二丁目7-1
利用目的の概要	家計消費状況調査の調査対象者の抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	第5、58、59、60、61、85投票区の選挙人

⑪

閲覧の年月日	平成20年2月6日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 編集局世論調査部長 玉井忠幸
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する世論調査の調査対象者を抽出するため
閲覧に係る選挙人の範囲	第39、87投票区の選挙人

## 上下水道局公告

平成20年5月2日

秋田市上下水道事業管理者 内山真次

### 秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	賃貸借期間
長期 第20-3号	図面複写機リース	秋田市上下水道局 水道建設課内指定場所	平成20年6月1日	平成20年6月1日～ 平成25年5月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 上記物件の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。  
(上記物件において、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

エ 秋田市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

#### 2 入札に関する事項

入札の日時	平成20年5月20日(火) 午後2時
入札の場所	秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 3階 入札室
入札保証金	免除
契約日	平成20年5月22日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月14日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
  - イ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し（入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分に伏せた写しを提出すること。）
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成20年5月2日(金)から平成20年5月14日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から

午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書・入札書・委任状等  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月15日(木)午後1時に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月2日(金)から平成20年5月19日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第90号 仁井田浄水場高速沈殿池清掃点検業務委託	秋田市上下水道局 仁井田浄水場（秋田市仁井田字新中島221-2）	平成20年12月19日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②過去10年以内に秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は点検、整備の実績があること。 （基本的要件については別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる

こと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年5月28日(木) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年5月30日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載さ

れた金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年5月21日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
  - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
平成20年5月9日(金)から平成20年5月21日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第91号 秋田市合流式下水道緊急改善計画見直し業務委託	秋田市八橋地内 他	平成21年3月19日	次の①～③の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③過去に合流式下水道緊急改善事業に伴う、合流式下水道緊急改善計画の策定実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
  - イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
  - ウ 技術士（上下水道部門、選択科目は下水道分野）の資格を有する管理技術者および技術者を配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年5月28日(木) 午前10時  
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局総務課管財係  
ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月23日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月9日(金)から平成20年5月27日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年5月21日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
  - イ 実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(様式中「工事」を「業務」と読み替える(省略)(資格者証の写しを添付))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成20年5月9日(金)から平成20年5月21日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第94号	浄水場・配水場草刈業務委託	浄水場、配水場等施設	契約日から平成20年10月31日	造園工事A級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「造園工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から造園工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年5月28日(水) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階 大会議室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年5月30日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月23日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月9日(金)から平成20年5月27日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年5月21日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。

- (2) 申込書の提出  
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
 申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間  
 平成20年5月9日(金)から平成20年5月21日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価 第32号	20年度被服単価契約 作業服（上）	秋田市上下水道局	契約日から平成21年3月31日まで
単価 第33号	20年度被服単価契約 作業服（下）		
単価 第34号	20年度被服単価契約 ラットズボン		
単価 第35号	20年度被服単価契約 長袖シャツ		
単価 第36号	20年度被服単価契約 半袖シャツ		
単価 第37号	20年度被服単価契約 夏用作業ズボン		
単価 第38号	20年度被服単価契約 作業帽		

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- ア 秋田市に物品入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 秋田市の指名停止および入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月3日(火)
- ・単価第32号 午前10時30分
  - ・単価第33号 午前10時40分
  - ・単価第34号 午前10時50分
  - ・単価第35号 午前11時00分
  - ・単価第36号 午前11時10分

- る。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月23日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成20年5月9日(金)から平成20年5月27日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
 平成20年5月16日  
 秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- ・単価第37号 午前11時20分
  - ・単価第38号 午前11時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
 秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年6月5日(木)
- 入 札 金 額 入札書には、1着、1本および1個当たりの価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載できる金額は銭単位までとする。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 5 月28日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1（省略））を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受け付け

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成20年 5 月16日(金)から平成20年 5 月28日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9 時から午後4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限
第8号	水質分析機器購入	水質管理センター機器分析室内	平成20年9月1日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成20年 6 月3日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成20年 6 月5日(休)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年 5 月30日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成20年 5 月16日(金)から平成20年 6 月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9 時から午後4 時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成20年 5 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

る額を加算した金額（当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成20年 5 月28日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受

- け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
 申込書は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間 平成20年5月16日(金)から平成20年5月28日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ウ 申込書・入札書・委任状等  
 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年5月30日(金)に通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第103号	浄水場、配水場樹木剪定・冬囲い業務委託	仁井田浄水場、豊岩浄水場、手形山配水場、御所野配水場	契約日から 平成21年3月24日	造園工事B級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件  
 ア 前項の入札参加要件で、「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から造園工事のB級に等級格付されている者をいう。  
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月10日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階 大会議室
- 入札保証金 免除
- 契 約 日 平成20年6月12日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項  
 (1) 閲覧期間は平成20年5月16日(金)から平成20年6月2日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。  
 (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
 (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他  
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。  
 (2) 提出された申込書は、返却しない。  
 (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年6月3日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
 申込書は、次のとおり受け付ける。  
 ア 受付期間  
 平成20年5月23日(金)から平成20年6月3日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
 イ 受付場所  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月6日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は平成20年5月23日(金)から平成20年6月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年5月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第101号 秋田市公共下水道計画 見直し業務委託	・秋田地域 ・河辺地域 ・雄和地域	平成20年9月30日	次の①～③の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③公共下水道の管渠設計および秋田県内で公共下水道の事業計画(汚水)認可業務の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
  - イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
  - ウ 技術士(上下水道部門、選択科目は下水道分野)の資格を有する管理技術者および技術者を配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月10日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階 大会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成20年6月12日(休)
- 注意事項
  - (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者

を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年6月3日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
  - イ 実績調査(別記様式2(省略))および契約書等の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(様式中「工事」を「業務」と読み替える(省略)(資格者証の写しを添付))
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間  
平成20年5月23日(金)から平成20年6月3日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係
  - ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月6日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月23日(金)から平成20年6月9日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号	委託名	履 行 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第102号	仁井田浄水場 取水導水施設 点検業務委託	仁井田浄水場 (秋田市仁井田字中島 221-2)	平成20年 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市に本社、支社又は営業所等を有していること。</li> <li>・過去10年以内に秋田県内の一級河川(国直轄)もしくは、港湾における構造物の潜水作業を伴う施工、点検又は整備の元請実績があること。</li> </ul> (基本的要件については3に記載)

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月17日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契 約 日 平成20年6月19日(木)
- 注 意 事 項
  - (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年6月10日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければなら

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成20年5月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

ない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方
    - (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
    - (イ) 実績調書(様式2(省略))
  - イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方
    - (ア) 入札参加申込書(様式1(省略))
    - (イ) 実績調書(様式2(省略))
    - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)
    - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受け付け  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間  
平成20年5月30日(金)から平成20年6月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月30日(金)から平成20年6月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。  
平成20年5月30日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、下記のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第8号	仁別浄化センターローター室 屋根塗装修繕	秋田市仁別字小水沢 地内	平成20年 9月30日	・一般塗装工事A級 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

ア 受付期間

平成20年5月30日(金)から平成20年6月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係  
※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月17日(火) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階 大会議室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成20年6月19日(木)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。  
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月13日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月30日(金)から平成20年6月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成20年6月10日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受け付け  
申込書は、次のとおり受け付ける。

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。  
平成20年5月30日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第104号 秋田市公共下水道事業 再評価（費用効果分析） 業務委託	秋田地域	平成20年9月30日	次の①～③の要件をすべて満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ②秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③公共下水道の管渠設計および秋田県内で公共下水道の事業計画認可業務の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- ウ 発注業種における資格（仕様書等参照）を有する管理技術者および技術者を配置できること。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成20年6月17日(火) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 3階 入札室
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成20年6月19日(休)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。  
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成20年6月10日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））  
イ 実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し  
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（様式中「工事」を「業務」と読み替える（省略）（資格者証の写しを添付））
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間  
平成20年5月30日(金)から平成20年6月10日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所  
秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙  
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成20年6月13日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成20年5月30日(金)から平成20年6月16日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

## 土地開発公社公告

秋市土開公告第2号

平成20年5月27日午後1時15分秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。  
平成20年5月8日

秋田市土地開発公社

理事長 田 中 政 博

付議案件

1 平成19年度秋田市土地開発公社決算認定の件